

## **漁業近代化資金利子補給金（継続）**

### **1 趣 旨**

漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、漁業者等の資本設備の高度化を図り、その経営の近代化を推進するため、漁協系統金融機関の資金を活用して、漁業者等に対し長期かつ低利の設備資金等の融通の円滑化を図る。

### **2 事業内容**

漁業近代化資金融通法第3条の規定に基づき、農林中央金庫が貸し付けた漁業近代化資金に利子補給を行う。

(融資枠) 20億円

(償還期限) 5～20年以内（うち据置期間2～3年以内）

### **3 事業実施主体**

農林中央金庫

### **4 事業実施期間**

昭和44年度～

### **5 平成26年度概算決定額（前年度予算額）**

3,025千円（1,125千円）

### **6 補助率等**

定率

### **7 担当課**

水産庁水産経営課 03-6744-2347（直）

# 漁業近代化資金利子補給金

平成26年度概算決定額：3百万円（1百万円）

漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)第3条の規定に基づき、農林中央金庫が貸し付けた漁業近代化資金に利子補給。

補助対象：

漁業近代化資金融通法第2条第1項第6号から第9号までに掲げる者であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの(広域漁協)及び同項10号に掲げるものであつて広域漁協が構成員若しくは出資者となつてゐる団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人

補助率：定率

事業実施主体：  
農林中央金庫

交付先：  
国 ⇒ 農林中央金庫

